## 若年層向け啓発事業について

環境生活総務課消費とくらしの安全室

## 1 事業の目的

2022 (令和4) 年4月に民法の成年年齢が18歳に引き下げられた。

これに伴い、18歳から親の同意なく様々な契約ができるようになる一方、 18歳以上の若者には「未成年者取消権」が行使できなくなることから、社会 経験に乏しい若者の消費者トラブルの増加が懸念されている。

民法の成年年齢引下げに伴い予想される若者の消費者被害を防止するため、 若年層及びその親世代となる県民等を対象とした啓発を強化する。

## 2 実施内容

(1) SNS 広告の配信

若年層向け消費者啓発動画(15 秒× 2 本)を作成し、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)で配信を実施。

配信期間:令和5年2月頃~(予定)

配信方法:ターゲティング広告配信

媒 体:Instagram 対 象:県内在住者

※動画は島根県消費者センター公式 YouTube チャンネル「ZO-chan」でも視聴できるようにする予定

(2) フードコートビジョン広告配信

県内商業施設3カ所のフードコート内に設置されたサイネージにおいて、上記若年層向け啓発動画を配信。

配信期間:令和5年2月13日~3月12日(予定)

配信箇所:ゆめタウン出雲、イオンモール出雲、イオン松江SC

配信本数:一日あたり約280回程度

(3) 若年層向けスマホサイトの新設

スマホサイトを開設。QRコードつきの付箋制作、出前講座で配布して復習などに役立ててもらう。

(4) マスメディア、SNS 等による情報発信

ア ラジオ (AM、FM 各年6回)

イ SNS (島根県消費者センター公式 Twitter、Facebook、YouTube)

ウ 県ホームページに特設ページを開設

成年年齢引下げ特設サイト

Twitter

Facebook

YouTube

若年層向けスマホサイト









